

マネジメントシステム審査登録業務（含む GHG 等の検証サービス）に関する異議申し立ての取り扱いについて

LRQA ジャパンにおきましては、マネジメントシステム審査登録業務（含む GHG 等の検証サービス）に関する異議申し立てを以下の通り受け付けます。

1. 対象となる異議申し立て：

- ・ LRQA の提供する審査登録業務（含む GHG 等の検証サービス）を受審する組織が、審査登録に関わる判定結果において、LRQA の決定に対して異議がある場合。

2. 異議申し立ての表明：

異議申し立ての表明につきましては、書簡及びメール/ Fax にて行なって下さい。
また、その内容につきましては、以下の事を含む事としてください。

- ・ 異議申し立ての表明者の氏名、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
- ・ 異議申し立ての対象組織名、発生の時期、発生の場所
- ・ 異議申し立ての具体的な内容、及び証拠

3. 異議申し立ての送付先：

〒220-6010

神奈川県横浜市西区港みらい 2-3-1 クイーンズタワー10F

LRQA ジャパン

クライアントサービスグループ

TEL 045-682-5290 FAX 045-682-5289

メールアドレス：LRQA-Japan-CustomerServices@lrqa.com

4. 異議申し立ての取り扱いプロセス：

- 1) 異議申し立ての受領
- 2) 受領した異議申し立ては、LRQA ジャパンにて、担当のテクニカルレビューアにより内容に正当性があるかどうか審議。
- 3) 受領した異議申し立てを却下する場合は、同テクニカルレビューアより、表明者に対してその理由を伝達。
- 4) 受領した異議申し立てに正当性がある場合、調査を行い、表明者に対して審議結果を通知（修正及び是正処置を含む）。
- 5) 仮に通知された審議結果にて解決が見られない場合は、LRQA 本部（英国）へ報告され、審議の対象となる。LRQA 本部（英国）はLRQA ジャパン経由で、審議結果を表明者へ通知。